



豊監公表第1号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2021年）1月19日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

令和4年(2022年) 1月13日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年3月2日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
都市計画推進部 都市整備課 指定管理者制度 導入施設 螢池駅西自動車 駐車場	<p>都市整備課による同駐車場の令和元年度管理運営業務の年度評価における総合評価判定については、7評価項目及び各評価ポイントに基づき、A「優れている」となっている。また、評価項目のうち健全な管理運営業務の実施上、重要な評価項目である財務健全性の評価ポイントの一つである「収支状況・収支計画は適切か」については、収支が赤字(▲2,967,000円)であるものの評価はBであり、財務健全性としての評価はAであった。このことに関して、同駐車場管理運営業務に係る平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2か年の同駐車場指定管理者選定評価委員会の平成30年11月22日付け答申においては、総合評価はB「問題のない管理運営状況である」とされている。また、そのうち財務健全性としての評価はBとされ、その評価理由においては、収支は2年連続で赤字となっているが、初年度と2年目では赤字幅が縮小しているとし、今後も適切な収支計画のもとに改善に取り組まれない旨、示されているところである。</p> <p>令和元年度の総合評価判定は、「豊中市外部活力導入モニタリングおよび評価の指針」の評価基準に沿って行われた結果によるものであることが認められるものの、収支の赤字については、自然災害の発生や当初予想し難い制度改正による影響等のやむを得ない例外的な場合を除き、一般的には、C「改善を要する管理運営状況である」と解されるべきであり、同駐車場指定管理者選定評価委員会答申時の状況をも併せ勘案すると、前述評価ポイントの「収支状況・収支計画は適切か」の評価を「どちらともいえない」として、問題がない場合のB評価としたことについては、適切な財務事務執行の観点から疑義なしとはし得ず、今後、同様の状況が生じた場合には、十分な精査が望まれるところである。</p>	<p>令和2年度の当該施設にかかる管理運営業務の評価においては、要望事項を踏まえ、財務状況について十分精査し、評価を実施しました。</p> <p>具体的には、当該年度の財務健全性の評価については、新型コロナウイルス感染症の影響による収支赤字が判明していることから、自然災害の発生に準じると判断し、評価を「B」としました。</p> <p>なお、当該施設については、令和3年3月31日をもって廃止(民営化)しました。</p>